\circ (附則第二項関係) · 1

7

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
\smile

七 環境の保全の観点からの海洋汚染の防止に関する基準等の策	七(略)
	「属するものを除く。)に限る。)。
汚染の防止に基準等の策定	。第三十三条第三号において同じ。)に係るもの(大臣官房の船舶、航空機その他の人及び物の移動を可能とする機器をいう基準等の策定及ひ規制等に関すること(モビリティ(自動車)
	・
の施行に関すること。	
瀬戸内海環境保全特別措置	五(略)
た	四 (略)
	定に関すること。
基準をいう。以下同じ。)の設定に関) 第七条に規定する基準をいう。同号において同じ。) の
対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第七条に規定す	基準(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五
。以下同じ。)及びダイオキシン類環境基準(ダイオキシ	。第三十二条第一号において同じ。)及びダイオキシン類環境
三 環境基準(環境基本法第十六条第一項	三 環境基準(環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう
。) に限る。) 。	
生・資源循環局の所掌に属するものを除	
化学物質汚染の防止のために行うもの並び	
び生活環境の保全のために行うもの(発	
関する関係行政機関の事務の	二(略)
るものを除く。)に限る。)。	
局及び環境再生・資源循環局の所	
明な化学物質汚染の防止のために行	
人の健康の保護及び生活環境の保全の	
的な政策の企画及び立案並びに推	一(略)
水・大気環境局は、次に掲げる事務をつ	
(水・大気環境局の所掌事務)	(水・大気環境局の所掌事務)
現	改正案
(作糸音グに己丁音グ)	

水 大気環境 局 置く課

> 定 及 び の規 保制 のに 関 する

保全の観点が保証と関する基準 準観 観 等の策点から 策定がいるの気がある。 定並びに当該整備に関の公害の防止のための策定及び規制等に関の工場における公害の 等に関 関の \mathcal{O} Rすること。 の防止のため もする設 を除く。)を除く。)を除び設備 8 0)

九

略

八

略

すの保 基全 等観 の点 カコ 境排 再水 生の • 処

生・

資

(源循環局の

所掌に

属

かるも

すの

組

資源循環境 環 の局 \mathcal{O} 全所準の 掌に 点からの 属 点からの放射性物質に係る環境の状属するものを除く。)。 策定及び規制等に関すること(環境からの下水道その他の施設による排 策

関すること。 定に関 はする基準 金準等の策pは物質に係る 使 定 並環 び境 規 にの 当 状 制 該 況 に 関 監の 視 把

観点からのは 河制の農薬 川及び湖沼の 実施に関す 楽の登録及び 石の保全に関すること。 び 、ること。 用 \mathcal{O} す

関すること 自 然環境局 0) 所 掌に 関する基 属 する準

合調 査評 価 委員 会 0) 庶 務 に 関すること

十五

略

+

兀

略

十三

略

略

十

略

+

略

一のら境 の基準等のなりの基準等及び事業に 境構が 乗の保護及び 未解明な化学 未解明な化学 含まれり 策定 に掲 げ 第三十四日 はるもののほど る事 及び当該 学物 局 高の所掌に属するものを除く。) に限る。 一十四号及び第三十八号に掲げる事務、発 二十四号及び第三十八号に掲げる事務、発 三環境の保全のために行うもの(第三条第 三環境の保全のために行うもの(第三条第 三環境の保全の間側等に関すること(人 のの所掌に属するものを除く。) に限る。 0 務 い事業に関するが、専ら思いか、専ら思いが、専ら思いが、 目環 的境 及の 境び保 全 目 的 لح す

水 大気環 境局 置 課

第三十条 環境管理器 水 • 大気 環 境 局 に、 次 0 兀 課 を 置

課

ビリティ 洋環境課 環 境 対 策 課

第三十一条(総務課の 0 所

掌事

次に掲げる事務をつかさどる。

総務課は、

三

削

削

る

削

る)

略

!関すること。 気の汚染に係る環境基準及びダイ オキ シン 類 環 境 基 準 0) 設

Ŧī. 所掌に属するものを除 ダイオキシン類による環境の ₹ . 汚染 0) 防 止 に関すること 他 0

許容限度並 自動車排出 びに自 ガ ス、 動 車 特定特殊自動車 . О 燃料に関する許 排 出 容 ガ ス及 限 度 \mathcal{O} び 設 自 定に 動 車 関 騒 でする 音 \mathcal{O}

七 環境の保全 の整備に関する基準等の 0 観 点からの 策定及び規制等に関すること。 工 一場にお ける公害 0 防 止 \mathcal{O} た め 0 組

ること 環境の保全の観 に関 (環境再生・ する基 準 等 点からの 資源 策定並びに当該整備 循環局の 公害の 防 所掌に属 止 \mathcal{O} た するも に関する援助 \Diamond \mathcal{O} 施 0) 設 を除 及び に関 設 備の す

削

3

削

る

水 • 大 気環 境 局 に、 次 0 兀 課 を置く。

第三十条

大気環境課

自動車環境 境対

第三十一条(総務課の

の所

務及び事業に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全九 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事する事務の総括に関すること。 水・大気環境局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関	。)。 び規制等に関すること(自然環境局の所掌に属するものを除く で規制等に関すること(自然環境局の所掌に属するものを除く 、環境の保全の観点からの河川の保全に関する基準等の策定及 基準等の策定並びに当該規制の実施に関すること。 基準の保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に関する 資源循環局の所掌に属するものを除く。)。	理に関する基準等の策定及び規制等に関すること(環境再生・五環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の処	ること(環境再生・資源循環局の所掌に属するものを除く。) 整備に関する基準等の策定並びに当該整備に関する援助に関す 整備に関する基準等の策定及び規制等に関すること。 織の整備に関する基準等の策定及び規制等に関すること。	課及び海洋環境課の所掌に属するものを除く。)。 二 公害の防止のための規制に関すること(モビリティ環境対策一 環境基準及びダイオキシン類環境基準の設定に関すること。第三十二条 環境管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 (環境管理課の所掌事務)	の所掌に属しないものに関すること。四 前三号に掲げるもののほか、水・大気環境局の所掌事務で他(削る)
務及び事業に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全三 前二号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事(新設)	(新設)	(新設)	[]	属するものを除く。)に限る。)。 動及び悪臭に係るもの(総務課及び自動車環境対策課の所掌に ・シン類によるものを除く。次号において同じ。)、騒音、振 ・一、経音に係る環境基準の設定に関すること(大気の汚染(ダイオ の、大気環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。 (大気環境課の所掌事務)	の所掌に属しないものに関すること。 十 前各号に掲げるもののほか、水・大気環境局の所掌事務で他する事務の総括に関すること。 水・大気環境局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関。。

掌に属するものを除く。 ために行うもの (モビリティ環境対策課)に限る。)。 及 び 海 洋 環 境 課 \mathcal{O} 所

削 る)

Ŧ ピ IJ テ イ 環境対策課の所掌事

第三十三条 モビリティ環境対策課 は、務 次に 掲 げる事 務をつかさど

- 殊自 交通に ること。 1動車 起因 排 5出ガスによる大気の汚染[して生ずる大気の汚染、 染の防止のための規制、騒音及び振動並びに に特 関定
- 染の防止に関すること。 騒音及び振動並びに特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚削号に掲げるもののほか、交通に起因して生ずる大気の汚染
- 大臣官房の所掌に属するものを除く。 |準等の策定及び規制等に関すること(モ環境の保全の観点からの温室効果ガスの に限る。)。 排出の ビリティに係るもの 抑制に関する

洋 環 境 課 の所掌事

第三十四条 海 洋環境課は、 次に掲げる事務をつかさどる

- 百三十八号)第三条第一項の排水基準の適用に関すること。
 湖沼及び海域における水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第
- ことを含む。 る とを含む。)の防止のための規制に関すること。水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化する水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定水域におけ

を除く。)に限る。) に係るもの のために行うも (総務課及び自動車環境対策課の所掌に属するものうものであって、大気の汚染、騒音、振動及び悪臭

及び測定に関する基準等の 性物質による大気の 関すること。 環境の保全の 観点か 汚染の らの 放射 策定並びに当 状況に限る。 性 物 質に 該 係 の把握 監視及び る 環 境 0) \mathcal{O} 測定の ため 状 況 0 実施規

第三十三条 自動車 〒環境対策課の正 中環境対策課は、水課の所掌事務) 次に掲げる事務 を つ かさどる。

- 除く。)。 防止のための規制に関すること(総務課の所掌に属するものを音及び振動並びに特定特殊自動車排出ガスによる大気の汚染の自動車の交通その他の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒
- して生ずる大気の汚染、前号に掲げるもののほ 出ガスによる大気の汚染の防止に関すること。 騒音及び振動並びに特定か、自動車の交通その他 特殊自 0 交通に 動 車起 排 因
- 基準等の策定及び規制等に関すること(自動車の交通に起因し環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する て生ずる大気の汚染及び特定特殊自動車排出ガスによる大気の 汚染の防止に関する事務に関連するものに限る。)。 起因し

水環境課の所掌事

- 第三十四条 水環境課は、 次に 掲げる事務をつかさどる
- (水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係るダイオキ|水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準並びに水質の汚濁| 水質の汚濁及び土壌の
- 水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底シン類環境基準の設定に関すること。 沈下の防 ことを含む。 止 のための規制 第六号において同じ。) に関すること。 \pm 壌 0 \mathcal{O} 汚染及び 底 質 が悪化 地 盤の ける

四 三 五. 削 うち環境 削 びの 規環制境 測定の現境の を含 る る 略略 らむ。)に係る**塚境の構成要素となりに掲げるもの 等に 0 実施に関すること。との観点からの放射性物質に 保 全の 構成要素とし 関 関すること
室の観点かな に係るもの \mathcal{O} <u>(</u> 自の \mathcal{O} てほ の か 海 然 湖 環 沼 海 境保 洋 第 及び 五. 条 の全 湖 第 所に の策定並びに当該監に係る環境の状況の 掌 関 沼 学に属する基 Ŧ. これ 号に はするものなる基準等のな に掲げる事な を除定 監視に の務 底の く及 及 握 に関すること。

型に関する基準等の策定並びに当該監視及び別定に関する基準等の策定並びに当該監視及び大 環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の限値である。)。 四 三 五. 定及び規制等に関する環境の保全の観点の概算の保全の観点の うち環境の構成要素としての水(水底の底質を含む。)、前各号に掲げるもののほか、第五条第十五号に掲げる事有明海・八代海等総合調査評価委員会の庶務に関するこ 環 境 0 保 に係るも \mathcal{O} 観 点会か特 すること。 点 か 3すること(自然環境局の所営2らの河川及び湖沼の保全に関1該規制の実施に関すること。 ら別 5 6 の措 0 \mathcal{O} 農薬 海置 下 **海洋汚染の吐** ...第五条第十五号に掲げる事|評価委員会の庶務に関するこ 水 0 道 登 そ 録 \mathcal{O} 防に 及 他 関 び 0 止 すること。 使 ること に関する基準 施 用 設 及握のの \mathcal{O} に 掌 関 規 ょ 測定の状況(、環境 に す 制 る に属するも 排 等 再 関 水 (放 務しる。 実 監 視 射 土壌 生 す 0)

• 処

策

◎有明海・八代海等総合調査評価委員会令(平成十四年政令第三百五十五号)(抄)(附則第二項関係)

第 て 八 (
処 条 庶 理 務		
する。		
の 庶		
務は、	改	
環 境		
省 水 •	正	
大 気 環	案	
環 境 局	*	
海洋		
環 境 課		
に お		
<u>い</u> 第		
処 八 乗 条 ま 務		
処理する。(庶務)		
処理する。 八条 委員会の庶(庶務)		
処理する。 (庶務)	現	
処理する。 八条 委員会の庶務は、環境(庶務)	現	
処理する。 八条 委員会の庶務は、環(庶務)	現	
処理する。 八条 委員会の庶務は、環境省水・大気(庶務)		
処理する。 八条 委員会の庶務は、環境省水・大気環境(庶務)	現	(傍
処理する。 八条 委員会の庶務は、環境省水・大気環境局水環(庶務)		線部
処理する。 八条 委員会の庶務は、環境省水・大気環境局水環境課(庶務)		線部分は
処理する。 八条 委員会の庶務は、環境省水・大気環境局水環境(庶務)		線部